



鳥取県公報

平成 20 年 5 月 30 日 (金)
号外第 67 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則
(60) (警察本部交通指導課) 3
- ◇ 公安規則 指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める
規則を廃止する規則 (4) (〃) 4

==== 公布された規則のあらまし ====

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

道路交通法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 違法駐車に対する措置として運転者等又は使用者等が県に納付すべき負担金の額について定めた規定中、当該額を定める根拠となる道路交通法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成20年 6 月 1 日とする。

規 則

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 5 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第60号

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則（昭和62年鳥取県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前		
道路交 通 法（昭和35年法律第105号）第51条第16項の規定により運転者等又は使用者等が県に納付すべき負担金の額は、次の表のとおりとする。 <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table>	略	道路交 通 法（昭和35年法律第105号）第51条第15項の規定により運転者等又は使用者等が県に納付すべき負担金の額は、次の表のとおりとする。 <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table>	略
略			
略			

附 則

この規則は、平成20年 6 月 1 日から施行する。

公安委員会規則

指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年 5 月30日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

鳥取県公安委員会規則第 4 号

指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則を廃止する規則

指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則（昭和62年鳥取県公安委員会規則第 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）附則第 3 条第 1 項に規定する指定車両移動保管機関（以下単に「指定車両移動保管機関」という。）が行った同項に規定する車両移動保管事務に係る運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額については、なお従前の例による。